

水質檢查結果表(淨水_水質基準項目)

NO	項 目 名	探 水 日	R07.04.21	R07.05.14										
		施 設 名	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場	月新浄水場
		水 源 点	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川	石狩川水系須部都川
		探 水 地 点	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所	振興公社事務所
		気 温	-	-										
		7.0 ℃	13.4 ℃											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0	0										
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出										
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	カドミウムの量に関して、0.05mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	< 0.001											
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	< 0.005											
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること	< 0.06											
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	< 0.002											
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	0.0013											
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	< 0.003											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	0.0019											
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること	< 0.001											
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	0.0058											
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること	< 0.003											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	0.0022											
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	0.0004											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	< 0.008											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	28.1	16.5										
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること	110											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること												
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること												
45	フェノール類	フェノールの量に関して、0.005mg/L以下であること												
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下であること	0.6	0.6										
47	P H値	5.8以上8.6以下であること	7.1	7.2										
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし										
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし										
50	色度	5度以下であること	< 0.5	< 0.5										
51	濁度	2度以下であること	< 0.1	< 0.1										
	クリプトスポリジウム（個/10L）	基準値なし												
	ジアルジア（個/10L）	基準値なし												